決 定 書

申立人X

被申立人 Y

代表者 B

上記当事者間の岩労委平成28年(不)第3号事件(平成28年7月19日申立て)について、岩手県労働委員会は、平成28年11月29日に第673回公益委員会議を開催し、会長公益委員宮本ともみ、公益委員長谷川大、公益委員岡田寛史、公益委員本田純、公益委員太田秀栄が合議を行った結果、次のとおり決定する。

主

本件申立てを却下する。

理由

第1 請求する救済内容の要旨

- 1 被申立人は、労働組合法並びに労働関係調整法その他、都道府県労働委員会の権限に属するものについて、その委員会と各労働者又は労働組合若しくは労働関係の当事者その他都道府県労働委員会の権限の行使について、故意、不作為を問わず妨害し、その結果を生じないようにしなければならないこと。
- 2 命令書受領後 60 日以内に、幅 90 センチメートル、長さ 1 メートル 80 センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法の道路(複数ある場合は各道路から)から見やすい場所に終日、10 日間、不当労働行為認定の内容と今後その行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。

第2 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、被申立人が、岩手県労働委員会の事務に介入して、申立人の不当労働行為 救済申立てを受理させなかったことが不当労働行為に当たるとして、平成28年7月19 日に大阪府労働委員会に申立てがあり、同年8月1日に当委員会に移送された事案で ある。

2 当事者等

- (1) 被申立人Y(以下「被申立人」という。)は、肩書地に所在する地方公共団体である。
- (2) 申立人X(以下「申立人」という。)は、肩書地を住所とする個人である。

3 審査の経緯

(1) 申立書の受付

- ア 申立人は、被申立人が岩手県労働委員会の事務に介入して、申立人の不当労働 行為救済申立てを受理させなかったとして、本件申立書を大阪府労働委員会に郵 送し、大阪府労働委員会は平成28年7月19日付けで受付をした。
- イ 大阪府労働委員会は、本件申立てが当委員会の管轄であることから、平成28年7月29日付けで本件申立書を移送し、同年8月1日、当委員会に到達した。
- ウ しかし、本件申立書には、当事者がどのような雇用関係にあったのかその具体的内容、被申立人が行ったと主張する労働委員会の事務に介入した具体的な日時・場所・方法等の労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」及びどのような内容のポストノーティスを求めているのか等の同規則第32条第2項第4号に規定する「請求する救済の内容」の記載を欠いていた。

(2) 申立て内容に係る不明な点の確認

- ア 平成28年8月10日、申立書について相談をしたいので、当委員会事務局あて に連絡をするよう依頼する旨の文書を、申立人に特定記録郵便で送付した。しか し、申立人からは何の連絡もなかった。
- イ 平成28年8月31日、申立て内容について相談したいので、当委員会事務局あてに同年9月16日までに連絡するよう依頼する旨の文書を申立人に特定記録郵便で送付した。しかし、申立人からは何の連絡もなかった。
- ウ 平成28年10月7日、申立て内容について相談したいので、当委員会事務局あてに同年10月21日までに連絡するよう依頼する旨の文書を申立人に特定記録郵便で送付した。しかし、申立人からは何の連絡もなかった。

(3) 申立人に対する補正勧告

当委員会は、平成 28 年 11 月 14 日の第 672 回公益委員会議において、本件申立てが、労働委員会規則第 32 条第 2 項に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」及び「請求する救済の内容」を欠いているため、同年 11 月 24 日までにその補正を行うよう勧告することを決定し、同年 11 月 15 日付け特定記録郵便で申立人に通知した。

(4) 補正

(3)の補正勧告に対し、申立人は平成28年11月24日に「補正書」と題する文書を提出したが、これによっても、不当労働行為救済申立書において記載されるべき「不当労働行為を構成する具体的事実」及び「請求する救済の内容」を把握することはできず、申立ての内容が補正されたとは認められない。

第3 判断

以上の経緯のとおり、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為

を構成する具体的事実」及び同条同項第4号に規定する「請求する救済の内容」の記載を 欠き、その補正がなされないものである。

よって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第1号を適用して主文のとおり決定する。

平成 28 年 11 月 29 日

岩手県労働委員会 会 長 宮本 ともみ